2　参加資格、選定基準及び評価基準

技術提案書の提出者は、⑴に掲げる資格を満たしている単体企業（イ及びウについては、どちらか一方を有していればよい。）又は⑵に掲げる資格を満たしている共同体であること。

⑴　単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。

イ　平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（③調査・研究又は⑮その他）」に係る級別の格付けを受け、そのランクが「A」等級の者であること。

ウ　装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち、いずれか一つ以上の資格の決定を受け、そのランクが「A」等級の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

エ　参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、北関東防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でない。

オ　同種又は類似業務の実績

カ　入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がない（基準に該当する者のすべてが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

㋐　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ａ　親会社と子会社の関係にある場合。

ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

㋑　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ａ　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

ｂ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

㋒　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他㋐又は㋑と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

キ　配置予定管理技術者は、平成27年１月16日の時点で技術提案書の提出者と直接的な雇用関係がある。

ク　配置予定技術者の資格。

ケ　配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験。

コ　配置予定管理技術者の平成27年１月16日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が４億円未満かつ10件未満である。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

サ　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

シ　労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

⑵　共同体

⑴に掲げる条件を満たしている者により構成されている共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年１月16日付支出負担行為担当官　防衛省経理装備局会計管理官）に示すところにより装備施設本部長から平成27年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係るアドバイザリー業務に係る共同体としての競争参加の資格（以下「共同体としての資格」という。）の決定を受けている者であること。

⑶　技術提案書の提出者を選定するための基準

ア　企業の実績及び能力（共同体としての実績は、構成員として分担した業務実績とする。）

イ　配置予定管理技術者の経験及び能力

ウ　業務実施体制の妥当性

⑷　技術提案書を特定するための評価基準

ア　配置予定管理技術者の経験及び能力

配置予定管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、従事した業務の業務成績

イ　配置予定主任技術者の同種又は類似業務の実績

ウ　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性

エ　特定テーマに対する技術提案

3　手続等

⑴　担当部局　〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５－１　防衛省経理装備局会計課契約係　電話03―3268―3111　内線20813

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法　平成27年１月16日から平成27年１月26日の行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。）を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで。交付は、防衛省経理装備局会計課契約係において無償交付する。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑶　参加表明書の提出期限等

提出期限：平成27年１月26日午後５時まで

提出場所：防衛省経理装備局会計課契約係

提出方法：郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は持参すること。郵送等による場合は提出期限必着。

⑷　技術提案書の提出期限等

提出期限：平成27年３月10日午後５時まで

提出場所：防衛省経理装備局会計課契約係

提出方法：郵送等又は持参すること。郵送等による場合は提出期限必着。

4　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　特定後契約を締結するまでに、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

⑶　契約書の作成の要否　要

⑷　技術提案書のヒアリングを行う。

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴に同じ。

⑹　上記２⑴イ又はウに掲げる級別の格付を受けていない単体企業又は上記２⑵に掲げる共同体としての資格の決定を受けてない者（競争参加資格の決定を受けてない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記３⑶の参加表明書を提出することはできるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出する時点において、級別の格付を受け、技術提案書の提出者に要求される資格を有していなければならない。

⑺　詳細は業務説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Shinichiro Nakamura, Special Officer for Accounts, Accounting Division, Bureau of Finance and Equipment, Ministry of Defence.

⑵　Subject matter of the contact: JFY2015 Advisory Services for “MAMIZU” Project regarding Relocation of the U.S. Marine Corps from Okinawa to Guam

⑶　Time-limit to express interests: 5: 00 P.M. 26 January 2015.

⑷　Time-limit for the submisson of proposals: 5: 00 P.M. 10 March 2015.

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal: Procurement Section, Accounting Division, Bureau of Finance and Equipment, Ministry of Defence, 5―1 Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku, Tokyo 162―8801 Japan. TEL 03―3268―3111 ex. 20813